

福大病院ニュース



産婦人科
医師 辻岡 寛

子宮頸癌予防ワクチン

子宮頸癌は若い女性に増えています

子宮癌といっても、子宮頸部にできる「子宮頸癌」と、子宮体部の「子宮体癌」の2種類があり、全く違う病気です。日本では20~30代の若い女性の子宮頸癌が急激に増えています。

子宮頸癌とヒトパピローマウイルス

子宮頸癌はヒトパピローマウイルス (HPV) というウイルスが性行為によって子宮頸部に感染することでおこります。100種類以上あるHPVのうち、癌の原因になるのはハイリスク型の15種類程度で、そのうちの16型と18型と呼ばれるタイプだけで約70%の子宮頸癌の原因になっています。ハイリスク型の感染は多くの女性が経験するといわれており、そのうちの一部に癌が発生するのですから潜在的な危険は誰にでもあります。

HPVワクチンとは?

このHPV16型と18型に対するワクチンが承認されました。ワクチンの接種でほぼ100%感染が予防できますので、性交経験の無い(初交前)女性全員にワクチン接種をすると、理論上70%の子宮頸癌がなくなることになります。学会では優先接種対象者を11歳から14歳の女兒としています。もちろんそれ以外の方でも初交前であれば同等の効果が期待できます。また、性交経験のある女性であっても一定の効果があることが確かめられています。私たちは優先接種対象者の11歳から14歳の女兒だけでなく、15歳から45歳の女性にも接種を勧めています。

子宮頸癌検診の重要性について

ワクチンの接種により子宮頸癌になる危険性は大幅に減少しますが、可能性が無くなるわけではありません。これからも子宮頸癌検診の重要性は変わりませんので、ワクチン接種を受けた方も定期的に子宮頸癌検診を受けていただく必要があります。定期的な検診を受けていれば、前癌状態で発見することができます。ワクチンで発症の危険を減らし、さらに検診で早期発見をめざすことで子宮頸癌は撲滅できるかもしれません。

これからの問題点

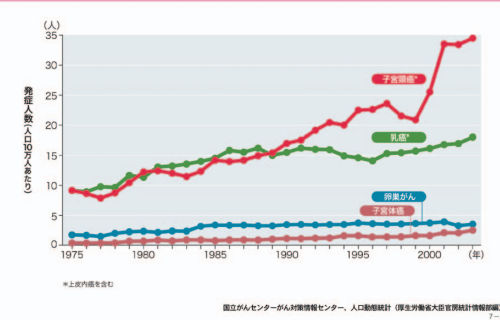
欧米では公費で接種される場合が多いのですが、日本では福岡を含めたほとんどの地方自治体が公的支援をしていません。このワクチンは3回接種が必要で、およそ数万円の費用がかかります。初交前の女性全員に接種して初めて大きな効果が期待されるわけですから、このままでは接種率が下がり効果が疑問視されます。学会からは公的支援を要望する声明が出されており、今後も行政に対して要望していく予定です。

また、優先接種対象者は小中学生の女子児童ですので、接種するかどうかの判断は保護者の方にゆだねられることになります。このワクチンの重要性を十分に理解していただき、お子様の将来のために正しい判断をしていただくことを希望いたします。

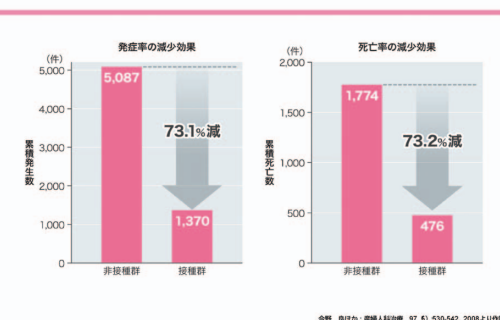
このワクチンは癌になることを予防する画期的なものです。是非多くの方が接種されることをお勧めいたします。

福岡大学病院では平成22年1月より毎週土曜日にHPVワクチン外来を開始いたしました(予約制)。詳しくは産婦人科外来にお問い合わせください。

婦人科領域の癌の発症率推移 (20~39歳の日本人女性)



予防ワクチンの期待される効果 (医療経済学的検討)



福岡大学病院 〒814-0180
福岡市城南区七隈七丁目45番1号
TEL (092)801-1011(代)

発行：医療情報部 URL：http://www.hop.fukuoka-u.ac.jp/



〈国際緊急援助隊医療スタッフ 写真：JICA提供〉



福岡大学病院の基本理念 あたたかい医療

- 高度先進医療の指導的病院
- 健康のための情報発信基地
- 地域に開かれた中核的医療センター
- 社会に必要とされる優れた医療人の育成
- 社会のニーズに応える患者中心の医療の提供

患者さんの権利と義務

医療は医療者と患者さんとの信頼関係で成り立っています。福岡大学病院では、信頼され安心して受診していただける病院を実現するため、患者さんの基本的な権利を明確にしてこれを職員一同が認識すると共に、患者さんにも義務を守っていただくことをお願いします。

《患者さんの権利》

1. 受療権
患者さんには常に人間としての尊厳と差別のない安全で最善の医療を受ける権利があります。
2. 選択権
患者さんには病院を自由に選択し、変更する権利があります。
3. 自己決定権
患者さんは検査や治療について、その目的、もたらされる結果などについて十分説明を受け、納得の上で選択あるいは拒否する権利があります。
4. 知る権利
患者さんは自分自身に関する情報を開示され、自己の健康状態について十分な情報を得る権利があります。
5. プライバシー保護権
患者さんは医療上得られた個人の情報やプライバシーが守られる権利があります。

《患者さんの義務》

1. 情報提供義務
患者さんは良質な医療の提供を受けるために、ご自分の健康に関する情報をできる限り正確に医師や看護師に提供してください。
2. 状況確認義務
患者さんは納得のいく医療の提供を受けるために、医療に関する説明を受け、理解できない場合は理解できるまで質問して確認してください。
3. 診療協力義務
全ての患者さんが適切な療養環境で治療に専念できるように、社会的ルールや病院の規則、職員の指示を守ってください。
4. 医療費支払い義務
適切な医療を維持していただくために、医療費を滞滞なくお支払いいただくことが必要です。

「ハイチ大地震国際緊急援助隊医療チームに参加して」



救命救急センター
医師 田中 潤一

2010年1月13日、南米のハイチでマグニチュード7.1の大地震が発生しました。国連人道問題調整事務所の発表では、建物の80～90%は倒壊し、死者は20万人以上、被災者300

万人以上と報告されました。はじめに、不幸にして亡くなられたハイチの方々に哀悼の意を表します。

今回私が参加した国際緊急援助隊(Japan Disaster Relief Team:JDR)医療チームとは、外務省管轄の国際協力機構(JICA)内にあり、登録された医師・看護師・検査技師等が、災害派遣が決定すると全国より招集され、被災地に入り医療活動を行うチームです。

JDR医療チームのハイチ派遣は1月15日のハイチ政府からの要請に対して、日本政府が直ちに決定を下し、同日22:00過ぎに私の派遣が決定し、翌



〈自衛隊との集合写真〉

16日18:30に成田空港集合となりました。チーム編成は、医師4名、看護師7名の他、薬剤師、医療・業務調整員など計27名で、2週間にわたり寝食を共にしながらの被災地医療支援を行いました。

私たちは発災5日目にハイチに入国しましたが、ほとんどの建物が倒壊し、瓦礫のまま手付かずの状態で見捨てられていました。首都ポルトープランスより車で2時間余りの首都郊外レオガンという都市が今回我々の診療拠点となり、レオガンでは地元の看護学校の敷地を借用し、救護用テントを設営して診療所を開設しました。



〈被災地風景〉



〈診療テント〉



〈診察風景〉

受付の外には診療開始前から被災した人々が列をなし、運び込まれる被災者のほとんどは重症外傷でした。腕がちぎれた女の子や頭の骨が剥き



〈受付前に並ぶ被災者たち〉

出した男の子、目の前でなすすべもなく息を引取った成人男性もいました。傷は化膿し、悪臭を放ち、中にはウジが湧いている傷もあり、今の日本



〈照明の無いテント内での手術風景〉

社会ではありえない光景の連続でした。次々運ばれてくる重症患者、泣き叫ぶ声。時間が飛ぶように過ぎていく中、テント内の温度は40℃を超え、体中から汗が噴き出します。そんな中、限られた医療資源を駆使して、できる治療を可能な限り行いました。最終的に8日間の診療でのべ534人の被災者を診療しました。今回の活動は想像以上に過酷な現場でしたが、隊員達がお互いに助け合い、診療所にやってくる子供達の笑顔に癒され、現地の人からの感謝の言葉を励みにして、大きな問題もなく自衛隊医療チームに引き継ぐまでの間、診療を行いました。



〈治療後の患者さんと〉

この未曾有の大災害の中、明るさを失わず強く生きているハイチの人々に、逆に励まされる事もありました。救えない命もありましたが、被災者の笑顔を取り戻すために、出来る限りのベストを尽くしたと思っています。

緊急派遣に伴い内藤病院長はじめ多くの方々にご支援頂きました。また、石倉救命救急センター長はじめ救命救急センタースタッフにも多大なご迷惑をお掛けしました。深く感謝申し上げます。

今回の経験を忘れずにより一層研鑽を積み、国内国外災害に備え、福岡大学病院の救急診療や福岡県の災害医療に活かしていけるようこれからも頑張ります。

(写真: JICA提供)